

# 監 査 報 告 書

2025 年 5 月 22 日

学校法人フェリス女学院  
理事会 御中

学校法人フェリス女学院

監事 宮城 まり子

監事 佐久間 清光

私たち学校法人フェリス女学院の監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）及び寄附行為第16条（2020年4月1日施行）の定めに基づき、2024年4月1日から2025年3月31日までの決算状況及び理事等の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け計算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告書、資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む。）及び財産目録は、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事等の業務の執行に関して、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

以上